

# 日本高等教育評価機構が行う 第4期の評価システム

小林 澄子

公益財団法人日本高等教育評価機構

[キーワード] 認証評価第4期、内部質保証、学修成果、評価の効率化、学生参画

## I. 日本高等教育評価機構の概要

日本高等教育評価機構（以下、当機構）は、2004年に設置された。現在は、大学機関別、短期大学機関別、ファッション・ビジネス系専門職大学院の3種の評価機関として認証されている。機関別認証評価は、2023年度までに、延べ885大学と37短期大学に対して行った。2024年度は、73大学と6短期大学の評価が進行中である。

日本には大学機関別認証評価を行う評価機関が5機関あり、いずれも国公立すべての大学を対象としている。大学が評価機関を選べる制度になっているが、当機構の評価校は大半が私立大学で、公立大学は延べ17校、国立大学はない。これは、当機構が私立大学協会を母体として設置されたため、加盟校の多くが当機構で受けることを選ぶからである。この経緯から、当機構の評価システム（評価基準や各種手続きなど認証評価の仕組み）も、私立大学を想定して設計されている。

なお、ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価は対象が1校（研究科2専攻）で、これまでに3回の認証評価を行った。

## II. これまでの評価システム改定の経緯

当機構が行う認証評価のうち、本稿では大学機関別認証評価の評価システムについて述べる。

大学機関別認証評価は原則として7年を1周期とし「第1期」「第2期」などと称する。本年2024年度は「第3期」の最終年度である。評価基準や実施大綱の変更など、文部科学省への届け出が必要となる大幅な評価システム改定はこの「周期」ごとに行うことを原則としている。ただし、評価校や評価員の意見を取り入れた運用上の手順やルールの変更、効率化のための改善などは毎年行っている。

直近10年間の、当機構の評価システム改定を振り返る（図表1）。10年前の2015年は、2012年から始まる第2期の後半に入ったところである。この年、学校教育法の改正に対応して、学長のリーダーシップなどがバランスに関する「評価の視点に関わる自己判定の留意点」（以下、「留意点」）を改定した。「留意点」とは、自己点検・評価を行うために評価基準の内容をより具体的に示したもので、大学用のマニュアル「受審のてびき」に記載している。周期途中での法令改正への対応は、この「留意点」を活用することが多い。

2017年には、学校教育法施行規則の改正に応じて、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の設定とスタッフ・ディベロプメントの実施の状況を確認するための「留意点」を追加した。

2018年から、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」（以下、改正細目省令）が施行されることになった。7年1周期とすると、第3期は2019年からだが、この改正細目省令に対応するには大幅な評価システム改定が必要と見込まれたため、1

図表1 評価システムの主な改定の推移(直近10年間分)

年度		項目	主な事項
第2期	平成27(2015)年度	法令対応	ガバナンスに関する学校教育法等の改正に対応するため、基準項目3-3「大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ」の自己判定の留意点を変更
		周期の短縮	細目省令に対応するため、第2期を1年短縮することを決定
	平成29(2017)年度	法令対応	三つのポリシーの策定・公表の義務化に対応するため、基準項目1-3「使命・目的及び教育目的の有効性」、2-1「学生の受入れ」、2-2「教育課程及び教授方法」、2-4「単位認定、卒業・修了認定等」の自己判定の留意点、参照法令を変更
		法令対応	スタッフ・ディベロップメント(SD)実施の義務化に対応するため、3-5「業務執行体制の機能性」の参照法令を追加
第3期	平成30(2018)年度	評価基準・評価方法	基準数を4から6へ、基準項目ごとの評価方法を変更
		評価の効率化	エビデンス集(データ編)、シラバス、「書面質問及び依頼事項」の「実地調査前に求める資料」の提出を電子データ化
	令和2(2020)年度	判定	学校教育法等の一部を改正する法律に対応するため、評価結果を「適合」と「不適合」の2種類に変更、判定の期日を変更
		評価の効率化	対象校・評価員・事務局でのデータ授受はクラウド型ファイル送受信システムを利用した方法に変更
		コロナ対応	オンラインで評価を実施
	令和3(2021)年度	コロナ対応	実地調査1週間前に対象校に通知する「面談時の主な質問事項」を導入
	令和4(2022)年度	コロナ対応	対面とオンラインを併用して評価を実施
		評価の効率化	クラウド型ファイル共有システムを導入
	令和5(2023)年度	評価の効率化	「面談時の主な質問事項」をシステム化
		評価の効率化	対面とオンラインを併用した評価方法をシステム化

「日本高等教育評価機構20周年誌」(日本高等教育評価機構2024)から転載

年早く2018年から第3期とすることになった。

第3期の評価システムの特徴は、「内部質保証の重点化」にある。実施大綱においては、「評価の基本的な方針」の最初に「内部質保証を重視した評価」を掲げ、内部質保証を重点評価項目として位置付けることを明示した。

評価基準は、それまでは4基準だったものを6基準に再構成した。基準6を「内部質保証」とし、内部質保証の責任体制、自己点検・評価、PDCAサイクルの構築などを取り入れた。

また、大学の個性・特色の進展を促す仕組みとして、「独自基準」に加えて大学が特にアピールしたい点を示す「特記事項」を導入し、自己点検評価書に記載できるようにした。

2020年には、第3期の途中ではあるが、学校教育法の改正に則して、評価結果の「保留」をなくし「適合」「不適合」のいずれかとする大きな改定を行った。これに合わせて判定のプロセスやルール、評価終了後のフォローアップ制度も変更された。そのため、2020年度評価は、大学によっては難しい判定になると予想されたが、それ以上に、新型コロナウイルス感染症の流

行による混乱の年になった。評価システムは事務局のオペレーションを含めて大きな変化を迫られ、説明会や研修、実地調査はオンラインでの実施になった。判定においても、コロナを要因とする一時的な問題は指摘しないとするなど、新たな判断基準が設けられた。

現在は、実地調査は対面に戻っているが、オンラインによる効率化などを検証し、会議や説明会などは対面とオンラインを併用した運用を取り入れている。

### Ⅲ. 第4期の評価システム

#### 1. 検討の経緯

来年2025年度に控えた第4期の開始に向けて、当機構では評価システムを改定し、すでにウェブサイトへの掲載や説明会などによって公表している。

評価システムの検討は、2022年から当機構の「評価システム改善検討委員会」を中心として始められた。まず、高等教育政策や各種法令の改正が評価システムにどう影響するかを確認した。2018年の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」を受けて、2022年に「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(以下、「審議まとめ」)

が出された。ここで「学修者本位の大学教育の実現」と「社会に開かれた質保証の実現」が提言され、2022年10月には、設置基準も大幅な改正が行われることになった。また、学校法人の意思決定の在り方を根底から見直す私立学校法の改正も進められていた。

次に、当機構のこれまでの評価経験から得られた課題や、独自に収集した各種の情報・データの整理を行った。毎年行う関係者へのアンケート、当機構の各種委員会・会議体からの意見、当機構が行う調査研究の結果などだ。当機構は、これらを改定の根拠として非常に重視している。

調査研究の一つを紹介する。「第3期認証評価の中間検診に関する調査研究」は、第3期の1年目から3年目、つまり2018年から2020年に当機構の認証評価を受けた大学に対してアンケートとインタビューを行ったものである。

アンケート調査では、「認証評価を受けたことが、実現や促進につながったと思う」項目として、「教育・研究の質の保証」「管理・運営における質の保証」「学内の改革・改善への意識の向上」などで高い値が得られた。一方で、「社会から貴学への理解と支持」につながっているという大学は少なかった(図表2)。また、

図表2 「認証評価のための自己点検・評価や評価結果への対応など、今までに認証評価を受けたことが、次の項目の実現や促進につながったと思いますか」



「認証評価に関する調査研究 第10号」(日本高等教育評価機構2023)から転載

「認証評価を契機として取り組んだこと」の質問には、「内部質保証体制の整備」「各種規則類の整備」「学修成果の測定の方法の改善」などが挙げられた。

大学の「評価疲れ」は、第2期以降、継続している課題である。このアンケートでも評価に関する負担感を聞く項目を設けた。「エビデンス集・資料編の作成」や「自己点検評価書の作成」で「とても負担」「負担」とする回答が多かった。

インタビュー調査では、6大学からアンケート回答内容の具体的な理由、大学内での質保証の仕組み、評価システムへの意見などを聞いた。

これらの調査の結果として、当機構の第3期評価システムは、大学の内部質保証に一定の寄与をしているが、社会からの理解度向上のための支援や、評価を受けることの負担軽減については、課題があることが明らかになった(詳細は「認証評価に関する調査研究 第10号」(日本高等教育評価機構2023)に掲載)。

これらの前提を踏まえて、評価システム改善検討委員会では、第4期評価システムで目指すことを整理し、これを方針として具体的な方策を探ることとした。以下の7項目である。

- ① 内部質保証の実質化を促進する  
第3期で重点評価項目とした内部質保証は、その実現に一定の成果があったとして、第4期はこの実質化を促進することを第一とする
- ② 文部科学省の提言等との整合性を取る  
「審議まとめ」、設置基準や私立学校法の改正に対応し、語句の表現もできるだけ合わせる
- ③ 大学の特色の進展に資する評価を更に強化する  
「課題を抽出する評価」の払拭をめざして、「独自基準」「特記事項」に加え、個性・特色の更なる進展を図る仕組みを作る
- ④ 大学が社会の支持を得るための支援を強化する  
認証評価の社会的な認知度向上など、「社会に開かれた質保証の実現」を目指す
- ⑤ 評価方法を効率化する  
「審議まとめ」に対応し、評価結果が優れている大学には評価方法の簡素化・効率化を図り、合わせてスケジュールも見直す

- ⑥ 大学・評価員双方の負担を軽減する  
大学側の「評価疲れ」の解消と、評価員の負担軽減策を検討する
- ⑦ 評価校へのフォローアップをシステム化する  
評価結果を受けて大学が改善に取り組むための仕組みを充実させる

## 2. 実施大綱と評価基準

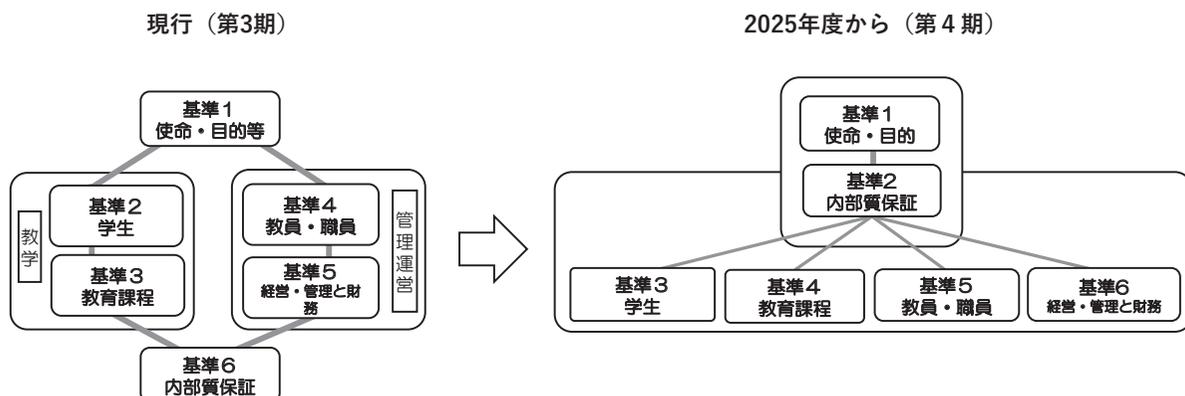
実施大綱では、「評価の基本的な方針」の一つとして挙げている「教育活動の状況を中心とした評価」を、「教育研究活動の状況を中心とした評価」に変更した。これは、「審議まとめ」において、保証すべき「質」とは、「教育研究の質」であると明示されたこととの整合性をとったものである。評価基準も、これまで「教育」と記述していた部分を「教育研究」とした。

評価基準は、「内部質保証」の基準を、第3期の「基準6」から「基準2」に移動させた。第3期の評価基準の構成は、「基準1. 使命・目的等」を先頭に、すべての基準で内部質保証が必要であるとの考え方を示していた。この考え方は第4期も本質的には変わらないものの、基準構成からはそれが読み取りづらかったとして、「内部質保証」を基準1の次に置くことで、「使命・目的の実現のための内部質保証」を強調した形である(図表3)。

この改定の背景には、自己点検評価書の「内部質保証」の基準の記述が希薄だったり、エビデンス資料がほとんど提出されていなかったりという大学が見られたことがある。当機構が行った「自己点検評価書の作成に関する調査研究」によると、記述量(文字数)は、内部質保証の機能性を問う「基準項目」(基準の評価項目)では最大で18倍もの差があり、大学によって「内部質保証」に対する理解度が異なる現状が指摘されていた(日本高等教育評価機構2021)。この改定によって、内部質保証の理解が進み、実質化が促進されることを期待している。

「内部質保証」の基準のもう一つの大きな改定は、学生と学外関係者の意見聴取と結果の活用を取り入れたことである。第3期では学生の意見のくみ上げなどが「学生」の基準にあるが、学修支援、生活支援などと並

図表3 基準の構成の比較



「第4期 評価システム説明会 配付資料」（日本高等教育評価機構2024）をもとに作成

んで学生へのサービスという意味合いで捉えられる傾向が強かった。学外関係者は、学生の保護者、高校、卒業生の就職先企業などが想定され、こちらは第4期からの新しい要素となる。そして、「留意点」では、大学が自己点検・評価や外部評価の結果を学生や学外関係者に周知し、理解を得る努力しているかを確認する。

この改定で大学の負担が増すのではという意見もあったが、国際的には、「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」（ESG）のように、質保証への学生参画は必須とする考えが主流になっていることや、「大学が社会からの支持を得るための支援を強化する」方針に沿えば、これらを内部質保証の基準に取り入れることが必要であると判断された。

なお、第4期からは専門職大学の機関別認証評価も行うことになるため、実施大綱にその旨を明記し、「受審のてびき」には専門職大学のみ適用される「留意点」を加える改定を行った。

### 3. 自己点検評価書などの提出資料

大学は、認証評価を受ける際に、当機構が指定する様式に沿って自己点検評価書を作成する。第4期の様式の特徴は、「基準」ごとに「(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み」「(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など」「(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定」の3項目を記述することである。(1)は、大学が自認する強みや優れている

点を社会に示す新たな機会になること、(2)(3)は、この順番で自己点検・評価することで、PDCAの機能性がより高まることが期待できる。

また、自己点検評価書に添付するエビデンス資料は、「基準項目」ごとに最小限必要なものを指定する。第3期では「エビデンスの例示」を「受審のてびき」に記載するのみだったので、提出されるエビデンス資料は質・量ともに大学による差があった。指定することにより、資料を準備する大学側、調査を行う評価員双方の負担軽減になるだろう。また、自己点検評価書を含めて資料はすべて電子データでの提出で、ウェブサイトで公表しているものはURLの指定で提出に替えることができる。

### 4. スケジュール

年間のスケジュールは、大学の自己点検評価書の提出期限を現行から10日程度早くする。当機構の認証評価は、秋に行う実地調査の後、年度内に評価結果を公表するために非常にタイトなスケジュールになっているので、正確で丁寧な報告書の作成のために、この10日がもたらす効果は大きいと見られている。提出期限を早くすることは、大学の負担を軽減するという方針に反するようだが、前述のように提出形式が電子データになり、印刷や送付にかかる時間が削減されるので、負担増は最小限に抑えられると思われる。

また、実地調査は、図表4に示すように、基本的な

図表4 実地調査基本スケジュールの比較

現行の基本スケジュール		2025年度（第4期）からの基本スケジュール		
9:00	(9:00開始)			
	評価員会議			
	資料・データの点検			
	顔合わせ・大学責任者との面談			
	昼食			
1日	学生との面談	(14:30開始)		
	大学関係者と基準ごとの面談	評価員会議		
18:00		資料・データの点検		
		顔合わせ・大学責任者との面談		
	評価員会議 (18:00終了)	教職員との面談		
		追加資料・面談の確認	(18:00終了)	
9:00	(9:00開始)	(9:00開始)		
	資料・データの点検	評価員会議		
	教育研究環境の視察	資料・データの点検		
	大学関係者と基準ごとの面談	学生との面談		
	2日	教職員との面談		
	昼食	昼食		
	追加の面談・視察	教育研究環境の視察		
	評価員会議	追加の面談・視察		
	16:00	挨拶	評価員会議	
	17:00	(16:00終了)	挨拶	(17:00終了)

※基本のスケジュールであり、大学の状況に応じて変更できる  
「第4期 評価システム説明会 配付資料」（日本高等教育評価機構2024）をもとに作成

スケジュールを2日間から1日半に短縮する。これは質保証に問題のない大学への負担軽減策として、一定の条件を満たしている場合に適用される。短縮した時間を補うために、評価チーム（大学ごとに原則5人の評価員で編成される）による事前の資料確認の徹底、面談の効率的な進行方法などの検討も合わせて行った。

## 5. 評価報告書

評価報告書は、評価チームが書面調査・実地調査の結果として「案」を作成し、判定委員会の審議を経て決定される。当機構のウェブサイトに全文を掲載しており、大学名や地域などで検索もできる。

第4期の改定方針「大学が社会の支持を得るための支援を強化する」ためには、この評価報告書が重要な役割を果たすとみて、様式や公開の方法に工夫を凝らした。様式では、「基準」や「基準項目」の評価である「満たしている」「満たしていない」を示すために表組み

を取り入れる。文章で表現していた「総評」をこの表組みに替えるなど、全体の文章量を減らし、高校生やその保護者など大学関係者以外の人にとって読みやすい評価報告書をめざした。新たな試みとして、評価結果の見方の解説ページを当機構ウェブサイトにて設け、評価報告書にQRコードやURLを記載してリンクさせる。

また、評価チームの判断で「独自基準」に「優れた点」を記載できるようになることも伝えておきたい。「独自基準」は、「満たしている」「満たしていない」の評価は行わず、判定にも影響しないが、大学の個性・特色を示すことができる仕組みとして受け入れられており、第3期は98%以上の大学が「独自基準」を設定し、自己点検・評価を行っている。「優れた点」が評価報告書を通じて社会に公表されることで、個性・特色の進展への意欲が更に高まることが期待される。

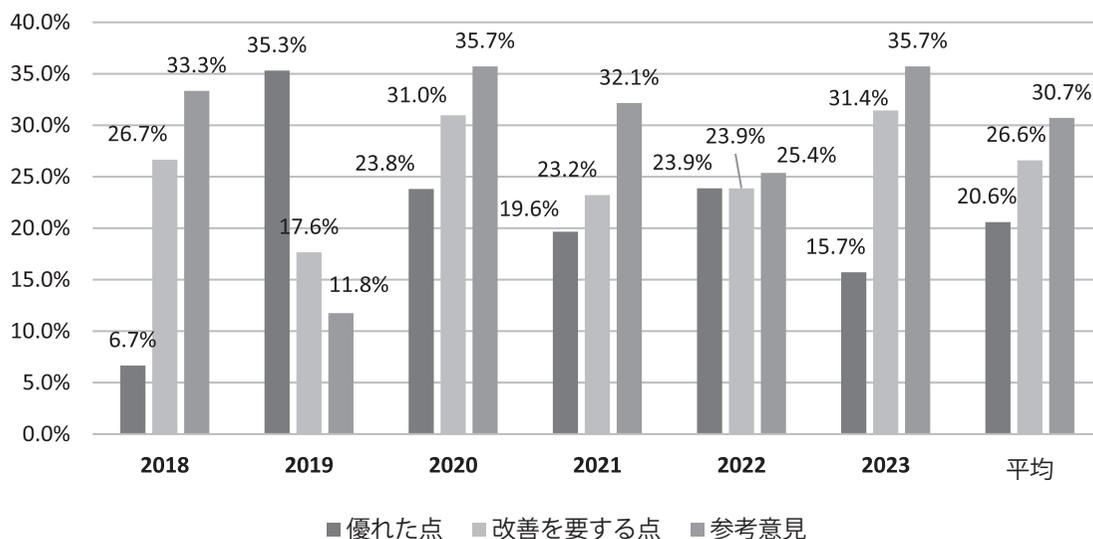
## 6. 短期大学、ファッション・ビジネス系専門職大学院のシステム改定

短期大学機関別認証評価と、分野別評価であるファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の評価システムは、大学機関別認証評価の改定に沿って行っている。短期大学は、同一法人の大学と同じ年度に受ける「同時受審」が多く、ファッション・ビジネス系専門職大学院も、対象校が大学院大学のため、これまで大学機関別と同じ年度に受けている。これらの場合、評価チームはそれぞれで編成するが、一部の評価員は兼務する。大学機関別とできるだけ同じ評価システムにすることで、大学と評価員双方にとって効率的な評価になっている。

## IV. これまでの「内部質保証」の評価

第4期に予定されている評価システムで、主軸となっているのは第3期と同様に「内部質保証」であることを述べてきた。では、当機構はこの「内部質保証」をどう評価してきたのだろうか。図表5は、第3期（進行中の2024年度を除く6年間）に「基準6. 内部質保証」で「指摘事項」があった大学の割合である。年度によって評価校数が異なり、また、1大学に複数の指摘事項が付されることも当然あるので、指摘事項の数ではな

図表5 「基準6.内部質保証」で指摘事項があった大学の割合



■優れた点 ■改善を要する点 ■参考意見  
 「大学機関別認証評価 評価結果報告書」（日本高等教育評価機構 2019、2020、2021、2022、2023、2024）をもとに作成

く、その年度に指摘事項が付された大学の割合を示している。

指摘事項には「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」の3種類がある。いずれも、評価チームが使命・目的や内部質保証などに照らして判断するもので、「優れた点」は、個性・特色があり一定の成果を挙げている、他大学の模範になる、といった取り組みだ。「改善を要する点」は、整備が不十分でほとんど機能していない、法令に抵触する恐れがあるなど、早急に改善が必要とされる場合に付され、評価終了後に大学に改善報告を求める重要な指摘である。「参考意見」は、整備はされているがあまり機能していないなど、更なる取り組みが望ましい場合に付され、大学での検討を促すものである。

「優れた点」の割合は、「基準6. 内部質保証」が始まった2018年度こそ6.7%と低かったが、翌年には35.3%の大学で指摘され、6年間平均でも20%を超えている。内容は、「内部質保証を管轄する委員会に学外関係者がいる」「IR機能充実のために職員に専門資格を取得させた」「中期計画・年度計画とPDCAサイクルを連動させ、着実な進展を図っている」など、組織体制、自己点検・評価、機能性のいずれの「基準項目」

でも指摘されている。

「改善を要する点」は、2019年を除き、指摘された大学が20～30%程度あり、6年平均では26.6%となった。自己点検・評価の組織的な実施と全学的な結果の共有や、具体性を持った中期計画の策定などが行われていない場合は、早急な改善を強く求めている。「内部質保証のための組織体制・責任体制が機能していない」など、「基準」を「満たしていない」評価に直接つながる「改善を要する点」も、複数年度で見られる。

なお、基準1から5に「改善を要する点」があり、それが内部質保証の機能不全によるものと判断されれば、基準6でも「改善を要する点」とするルールがある。基準6の「改善を要する点」によって、教学・経営すべての領域の内部質保証の課題が見えることになる。

「参考意見」は、軽微な課題として挙げられるため、「改善を要する点」より高い割合で指摘される年が多く、6年平均では30%を超えた。「規則の整備など、大学全体の内部質保証を高める取組みが望まれる」といった、内部質保証の機能性について言及したものが多い。

## V. これからの認証評価

認証評価機関として、大学の質保証のためにこれからどうすべきか。まずは、第4期の改定が大学にどう受け止められ、自己点検評価書の記述内容や、指摘事項を含めた評価結果にどのような影響があるかを見ていきたい。特に、社会からの支持を得ることをめざした各種の工夫や、質保証への学生参画を促す評価基準がどう作用していくかで、次の評価システム改定の方向性が定まっていくだろう。

内部質保証の実現のための重要な要素である「学修成果」は、その概念の理解が難しく、第3期では大学の自己点検・評価の内容が適切でないケースがあった。第4期もほぼ同じ内容を「基準4. 教育課程」で評価するが、指定エビデンス資料の選定には時間をかけ、表現を工夫したので、理解の促進につながると考えている。大学側の意見を聞き、今後の支援策を検討したい。

評価基準においては、「研究」の質保証は課題である。「審議まとめ」に対応して「教育研究」の質保証を目的にすることはすでに述べたが、「研究」そのものを評価する基準は当機構にはない。あるのは、研究環境の整備や資源の配分など「研究支援」である。今後は、大学院研究科の教育も含め、研究の評価の充実が求められる可能性は高い。

第4期評価システム改定の方針のうち、「評価校へのフォローアップをシステム化する」では、改善報告書の提出期限を変更することで、実質的な改善を促すことにした。フォローアップを広くとらえれば、「審議まとめ」では、評価結果が「不適合」の大学の認定期間の短縮や、優れている大学への弾力的な措置などに

言及されている点は意識しておかなければならない。具体的な方策には言及されていないが、今後、より踏み込んだ制度化に向けて検討が行われることになれば、当機構でも対策が必要になるだろう。

ほかにも、ファッション・ビジネス分野以外の分野別評価、評価システムの国際通用性など、当機構が検討すべき課題は多い。これらの課題の解決に向けて、今後も調査研究や関係者の意見聴取を積極的に行い、大学の質保証ために最適な評価システムを追究していく予定である。

## 【参考文献】

- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」2020年
- 日本高等教育評価機構「大学機関別認証評価 評価結果報告書」2019年、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年
- 日本高等教育評価機構「第4期 評価システム説明会 配付資料」2024年
- 日本高等教育評価機構「日本高等教育評価機構20周年誌」2024年
- 日本高等教育評価機構「認証評価に関する調査研究 第10号」2021年
- 日本高等教育評価機構「認証評価に関する調査研究 第11号」2023年
- Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area (ESG)  
[https://www.eqar.eu/assets/uploads/2018/04/ESG\\_2015.pdf](https://www.eqar.eu/assets/uploads/2018/04/ESG_2015.pdf) 2024.6.14 アクセス